

# 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果(光サービス卸)

---

令和5年2月20日

事 務 局

- 本研究会での議論を踏まえて総務省が策定した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(令和2年9月25日)に基づく、接続との代替性の検証において、光サービス卸は、接続との「代替性が不十分」と評価された。
- このため、総務省からNTT東日本・西日本への通知(令和2年10月27日)に基づき、令和3年以降、毎年11月末までに、NTT東日本・西日本が①その他の検証及び②時系列比較による検証を実施し、その結果を総務省に対して報告することとされている。

## ① その他の検証

- 接続料相当額※と、卸役務提供料金の差分において回収しようとしている費用項目について、指定事業者において、差分の妥当性を自ら検証して総務省に検証結果を報告する。

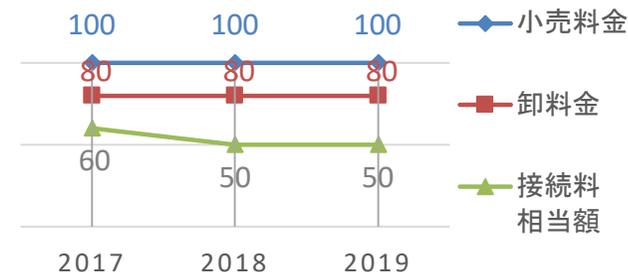
※ 接続料相当額には、役務提供の際に必要なとなる営業費は含まれない。

- 総務省において、検証結果を整理の上、差分において回収しようとしている費用項目を含め、概要を公表する。



## ② 時系列検証

- 接続料相当額、卸役務提供料金の額、小売料金の額について、直近3年間の額を時系列で比較し、それぞれの額の変動要因、コスト変動が適切に現在の卸料金に反映されているか等の検証結果とともに、指定事業者が総務省に報告する。
- 総務省は、報告内容の概要を公表する。



# (参考)「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」 に基づく検証スキームの概要

## 検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。

検証の  
必要あり

検証の必要なし

## 検証ステップ① 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能（代替可能）かの検証

代替性あり

ステップ②検証の必要なし

### 検証ステップ②-1 重点的な検証

目的：料金水準の適正性確保  
手法：適正原価＋適正利潤 $\geq$ 卸料金 となっているかを検証

☞「第四次報告書」では、「モバイル音声卸」を「なし」と評価。

総務省による  
妥当性評価 あり

「不当」評価の場合、  
是正を図るための措置へ

代替性  
なし

### 検証ステップ②-2 その他の検証

目的：適正な交渉を促進するための透明性確保  
手法：卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証

☞「第四次報告書」では、「光サービス卸」を「不十分」と評価。

総務省による  
妥当性評価 なし

代替性  
不十分

- 「卸料金」と「接続料相当額」の差分において回収しようとしている費用項目について、NTT東日本・西日本において差分の妥当性を自ら検証。
- 差分において回収しようとしている費用項目について、①光サービス卸の運営に係るコスト及び②卸先事業者の支援に係るコストの具体的な費用項目を示した上で、①と②の合計の概算額と、卸料金と接続料相当額の差分を比較し、NTT東日本、西日本はそれぞれ妥当であると自己評価。

## ■ NTT東日本・西日本（以下、「NTT東」及び「NTT西」という。）による自己評価の概要

- 令和3年度の卸料金と接続料相当額との差額は、NTT東で [ ] 円、NTT西で [ ] 円と、卸料金に対して概ねNTT東で4割強、NTT西で4割弱程度。
- 光サービス卸の卸料金で回収するコストとしては、1ユーザあたりの接続料相当額に加え、主に①光サービス卸の運営に係るコスト及び②卸先事業者の支援に係るコストがある。（それぞれの具体的な費用項目は次ページ参照。）  
令和3年度の①と②の合計の概算額（※）は、NTT東で [ ] 円、NTT西で [ ] 円。 ※指定電気通信役務損益明細表における「FTTHアクセスサービス」の営業費用を基に推計
- 上記の卸料金と接続料相当額との差額は、以下の点を踏まえ、妥当なものと考える。
  - ・ IoTの活用等通信の利用形態・用途の多様化やモバイルのオフロードの進展等によるインターネットトラフィックの増加傾向の継続を背景に、市場環境、競争状況の変化に対応する必要があること（新たなサービス開発や設備増強に係る投資への対応）
  - ・ これまでも光サービス卸の提供開始にあたり、新たなスキームとなるフレッツ光からの「転用」の実現を含めた光サービス卸提供のための基盤システムの開発や、サービス提供開始後も「注文受付～工事手配までの納期短縮に向けたビジネス系サービスの受付センタ拡充」、「事業者変更」の導入によるシステムの大規模改修」、「契約書の標準化・片務的条項の改正・契約変更に向けた全事業者への個別対応等（2020年度）」、「事業者要望に基づく注文受付システムの機能改善（2021年度）」等、累次の開発や稼働を要してきたこと（サービス全般の仕組み見直しや運用改善への対応）
  - ・ 直近では、FVNO委員会からの要望を踏まえ、「卸先事業者からの要望をカウント、結果をフィードバックする仕組み（2022年10月より運用開始）」を含む10項目について対応を完了し、それに伴う開発や稼働を要していること
  - ・ 今後も、既存の卸先事業者からの様々な事業者の運営コスト低減にも繋がるようなご要望への対応・支援、卸先事業者の増加に伴う事業の立ち上げ期における導入サポート業務、東西間の運用差分の解消、これまでの「事業者変更」や現在進めている「シェアドアクセス方式によるFTTH回線との引込線転用」のような新たなスキームの導入等に取り組んでいくこと、また、設備の老朽化や技術の進展に伴う設備投資等を踏まえる必要があること（今後の事業者要望や設備老朽化等への対応）
  - ・ 過去数年の接続料相当額の大幅な低廉化は、以下の一時的な要因を含むこと
    - ✓ コロナ禍におけるリモートワークの急速な普及による光サービスの特需や、景気悪化に伴う資本コストの減少の影響
    - ✓ 平成31・令和元年度に実施した光ファイバケーブルの耐用年数見直し（令和3年度における影響額は、東日本で戸建 [ ] 円、集合 [ ] 円、西日本で [ ] 円、集合 [ ] 円であるが、これは減価償却費の将来への先送りに過ぎない）
    - ✓ 加入光ファイバ接続料における過去分の乖離額調整の影響（実質的なコストは低減していない）
  - ・ 直近の人件費や原材料費、燃料費の高騰、光需要の一巡や景気の回復による資本コストの上昇を踏まえると、今後はこれまでのようなトレンドでのコストの低減は見込めないこと
  - ・ 光サービス卸の料金は、サービス提供料金として、コストの変動に応じて料金をリアに増減させるものではないこと

【NTT東】                      b) [卸料金] ( [ ] 円)

【NTT西】                      b) [卸料金] ( [ ] 円)

## ①光サービス卸の運営に係るコスト

## (1) 注文受付(主にシステムコスト・人件費)

- 【定常業務】 卸先事業者より受注したサービスに関する注文内容確認 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 注文内容の修正対応(卸先事業者へ個別連絡) 等
- 【有事等の際における対応】 卸先事業者のシステムトラブル発生時における、罹障範囲の確認及び復旧対応

## (2) 契約管理(主にシステムコスト・人件費)

- 【定常業務】 契約情報の管理(契約者名、設置場所、連絡先、付加サービス、オーダ履歴等) 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 卸先事業者の契約情報の変更(契約者名、設置場所等)、契約書の標準化・契約変更等に伴う事業者個別の進捗管理・状況把握・報告、卸先事業者の更なるリモートワーク推進に向けた電子契約(クラウドサイン)の利用促進、各種問い合わせ対応等 等
- 【有事等の際における対応】 自然災害発生時における減免対象ユーザ等の特定・管理または解除 等

## (3) 料金請求(主にシステムコスト・人件費)

- 【定常業務】 月次での卸先事業者毎の卸料金計算、請求書・請求内訳発行、収納管理 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 未納・支払遅延の卸先事業者への対応(督促、分割等)
- 【有事等の際における対応】 卸先事業者が被災した際の減免処理、新型コロナウイルス感染症拡大をはじめとした有事の際の支払期限延長等の対応 等

## (4) 問合せ対応(主に人件費)

- 【定常業務】 卸先事業者向けサポートセンタの運営(ポータルサイトの使い方、システムの設定・入力方法等) 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 卸先事業者からの依頼に基づくデータ抽出・提供 等
- 【有事等の際における対応】 本人へのなりすましへの対処(お客様からの契約内容確認→当社フレッツ光への戻し対応)、新型コロナウイルス感染症拡大による卸先事業者の問い合わせへの対応

## (5) 開発・企画(主に人件費)

- 【定常業務】 新たなサービス卸の検討(フレッツ光ライトプラス、フレッツ光クロス、卸先事業者の要望に応じたサービスメニュー等) 等
- 【個別対応等にて発生する業務】 法令改正に伴う卸先事業者対応 等
- 【有事等の際における対応】 自然災害発生時の罹災状況の管理・報告

## ②光サービス卸の卸先事業者の支援に係るコスト

## (1) 卸先事業者向け支援(主に人件費)

- 【定常業務】 面的な地場の卸先事業者のビジネス支援(トークスクリプト作成支援、販売促進チラシの雛形提供等) 等
- 【有事等の際における対応】 卸先事業者の不適切営業が発覚した場合のヒアリング・是正対応 等

## (2) 奨励金(光サービス・付加サービス)

光回線、及び付加サービスの新規販売、付加サービスとのセット販売に対して奨励金を設定

## (3) 割引(工事費)

光サービスの移転工事費 、コロナ禍におけるリモートワーク推進に向けた集合住宅におけるVDSL・LAN配線方式から光配線方式への移行工事費無料施策の継続(N T T東のみ)、フレッツ 光クロスの初期工事費無料施策の開始(N T T西のみ) 等

- 「接続料相当額」、「卸料金の額」、「小売料金の額」について、直近3年間の額を時系列で比較し、コストの変動が適切に卸料金の反映されているか、反映されていない場合には、どのような事由があるかについて、NTT東日本・西日本において自ら検証。
- 卸料金については、今回の検証対象である令和3年度までに3度にわたり値下げを実施しており、また、卸料金については、需要動向、競争状況、市場価格等の市場環境等、コスト以外の様々な要素も勘案して決定しており、**平成31・令和元年度～令和3年度におけるコストの変動と卸料金の関係はNTT東、NTT西それぞれ妥当と自己評価。**
- なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体の動きに合わせた卸先事業者の要望への対応が必要となっていることや、将来の不透明度が増している中、**令和3年度においては、リモートワーク需要の拡大といった直近の市場環境の変化等を踏まえ、7月に****の値下げを実施**したことが報告された。
- また、令和4年9月にフレッツ光クロスを▲円値下げしたことや、卸先事業者とともに光市場の需要を更に喚起するため、令和5年度中に5度目の卸料金値下げを実施する旨も報告された。今後、市場環境等を踏まえた**卸料金の追加値下げを検討していく考え**である旨も報告された。

### ■ NTT東日本・西日本による自己評価の概要

- 卸料金は、NTT東日本・西日本ともに光サービス卸開始以降、今回の検証対象である平成31・令和元年度から令和3年度までに、**値下げ**している。

- **1ユーザあたりの接続料相当額**については、下表のとおり。

#### 【NTT東 戸建(※1)】

	平成31・令和元年度	令和2年度	令和3年度	低減額(※2)	低減率(※2)
1ユーザあたり接続料相当額					▲14%
卸料金					▲3%

#### 【NTT東 集合(※3)】

	平成31・令和元年度	令和2年度	令和3年度	低減額(※2)	低減率(※2)
1ユーザあたり接続料相当額					▲16%
卸料金					▲2%

#### 【NTT西 戸建(※1)】

	平成31・令和元年度	令和2年度	令和3年度	低減額(※2)	低減率(※2)
1ユーザあたり接続料相当額					▲16%
卸料金					▲3%

#### 【NTT西 集合(※3)】

	平成31・令和元年度	令和2年度	令和3年度	低減額(※2)	低減率(※2)
1ユーザあたり接続料相当額					▲19%
卸料金					▲2%

※1 フレッツ光ネクスト ファミリータイプ

※2 平成31・令和元年度～令和3年度にかけての低減額、低減率

※3 フレッツ光ネクスト マンションタイプの各方式・プランの加重平均

## ■ N T T 東日本・西日本による自己評価の概要（前ページの続き）

○ 前述の通り、卸料金は、産業構造の変容やライフスタイルの変化に伴う需要の動向、付加価値サービスも含めた競争状況、市場価格等の市場環境等、コスト以外の様々な要素も勘案して決定しており、以下の観点も踏まえれば、**令和元・平成31年度～令和3年度におけるコストの変動と卸料金の関係は妥当。**

・ IoTの活用等通信の利用形態・用途の多様化やモバイルのオフロードの進展等によるインターネットトラフィックの増加傾向の継続（直近3年間で3割以上の伸び）を背景に、料金の低廉化だけでなく通信品質の向上を求める声が高まる中、都市部を中心に競合事業者が大容量・高速サービスを開始したことを踏まえ、フレッツ光クロスの提供を開始したように今後もこれらの市場環境、競争状況の変化に対応する必要があること（**新たなサービス開発や設備増強に係る投資への対応**）

・ 「Webシステムの高度化によるなりすまし防止機能の導入」、「ADSLやISDNからの移行施策による割引開始、これに伴う特化センタ運営開始またはシステム開発」、「注文受付～工事手配までの納期短縮に向けたビジネス系サービスの受付センタ拡充」、「事業者変更」の導入によるシステムの大規模改修「契約書の標準化・片務的条項の改正・契約変更に向けた全事業者への個別対応等（2020年度）」、「【N T T 東日本のみ】工事費無料キャンペーンの拡充（VDSL/LAN→光配線工事費無料）（2020年度）」、「事業者要望に基づく注文受付システムの機能改善（2021年度）」等の**接続料以外の部分でコストの増加要素が生じていること**（サービス全般の仕組み見直しや運用改善への対応）

**直近では、FVNO委員会からの要望**を踏まえ、「卸先事業者からの要望をカウント、結果をフィードバックする仕組み（2022年10月より運用開始）」を含む10項目について**対応を完了し、それに伴う開発や稼働を要していること**

・ **設備の老朽化や技術の進展に伴う設備投資**、今後も**卸先事業者から様々なご要望を受けていく必要があること**

・ 過去数年の**接続料相当額の大幅な低廉化は、以下の一時的な要因を含むこと**

✓ **コロナ禍におけるリモートワークの急速な普及による光サービスの特需や、景気悪化に伴う資本コストの減少**の影響

✓ 平成31・令和元年度に実施した**光ファイバケーブルの耐用年数見直し**（令和3年度における影響額は、東日本で戸建▲円、集合 ▲円、西日本で▲円、集合 ▲円であるが、これは減価償却費の将来への先送りに過ぎない）

✓ 加入光ファイバ接続料における**過去分の乖離額調整の影響**（実質的なコストは低減していない）

・ 直近の人件費や原材料費、燃料費の高騰、光需要の一巡や景気の回復による資本コストの上昇を踏まえると、今後はこれまでのようなトレンドでのコストの低減は見込めないこと

○ また、前述と同様の要素・観点に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体の動きに合わせた卸先事業者の要望への対応が必要となることや将来の不透明度が増している中、**令和3年度においては、リモートワーク需要の拡大といった直近の市場環境の変化等を踏まえて7月に**

の追加値下げを実施（なお、**令和3年度末までの卸料金の累計値下げ額は東日本・西日本総計で▲1,100億円規模（東日本：▲億円、西日本：▲億円）。**）。

○ 今後も、Society5.0等の実現に向けては、遠隔医療や遠隔教育といった社会基盤やIoT・AI等を活用した産業基盤を築いていくことが必要であり、そのためN T T 東日本・西日本として、個々の要望に応じたサービスメニューの提供により、新たな価値創造に挑戦するスタートアップや異業種企業、地方創生に取り組む企業等を支援していく考え。

○ 卸料金の水準についても、卸提供を開始して以降の8年間で通算4度にわたり、自主的に値下げを実施しているところであり、今後については、上述の通りこれまでのようなトレンドでのコストの低減は見込めないものの、**光コラボレーション事業者とともに光市場の需要をさらに喚起するため、令和5年度中に5度目の卸料金値下げを実施する考え。**

- 戸建と集合住宅の加重平均により算定した接続料相当額、卸料金、小売料金を時系列で比較すると、平成31・令和元年度から令和3年度までの変化としては、**NTT東では、接続料相当額が□円減少、卸料金は□円減少、NTT西では、接続料相当額が□円減少、卸料金は□円減少**している状況。
- なお、令和3年度から(会計整理前のため参考値として示された)令和4年度までの変動については、**NTT東で接続料相当額は□円減少、卸料金は変化なし、NTT西で接続料相当額は□円減少、卸料金は変化なし**となっている。

【NTT東 全体平均(※)】



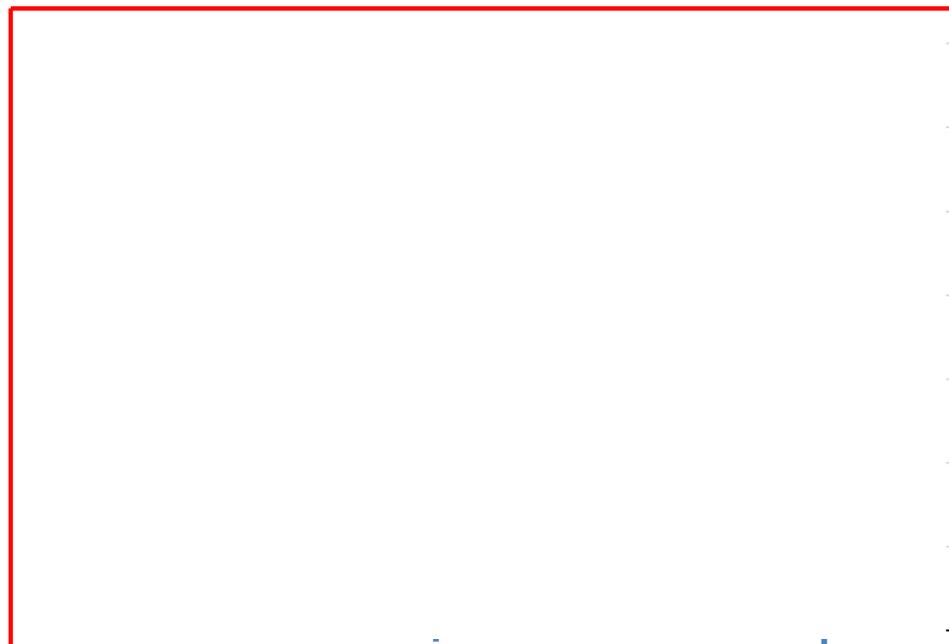
【NTT西 全体平均(※)】



※ 「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプの各方式・プランの加重平均」、「フレッツ 光ライト ファミリータイプ」及び「フレッツ 光クロス ファミリータイプ」の加重平均。  
 なお、フレッツ 光クロス ファミリータイプについては、卸提供を開始した令和2年度より追加。  
 (注1) 小売料金の平成29年度～令和3年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和4年度については参考として令和3年度と同額を記載。  
 (注2) 卸料金の平成29年度～令和3年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和4年度については参考として令和4年11月30日時点の金額を記載。  
 (注3) 接続料相当額は、各年度の適用接続料を実績収容数で除した値に、接続料を設定していない設備のコストを加算した値を記載。なお、令和4年度については参考として適用接続料を予測収容数で除した値を反映。

- 戸建における接続料相当額、卸料金、小売料金を時系列で比較すると、平成31・令和元年度から令和3年度までの変化としては、NTT東では、接続料相当額が□円減少、卸料金は□円減少、NTT西では、接続料相当額が□円減少、卸料金は□円減少している状況。
- なお、令和3年度から(会計整理前のため参考値として示された)令和4年度までの変動については、NTT東で接続料相当額は□円減少、卸料金は変化なし、NTT西で接続料相当額は□円減少、卸料金は変化なしとなっている。

【NTT東 戸建 (※)】

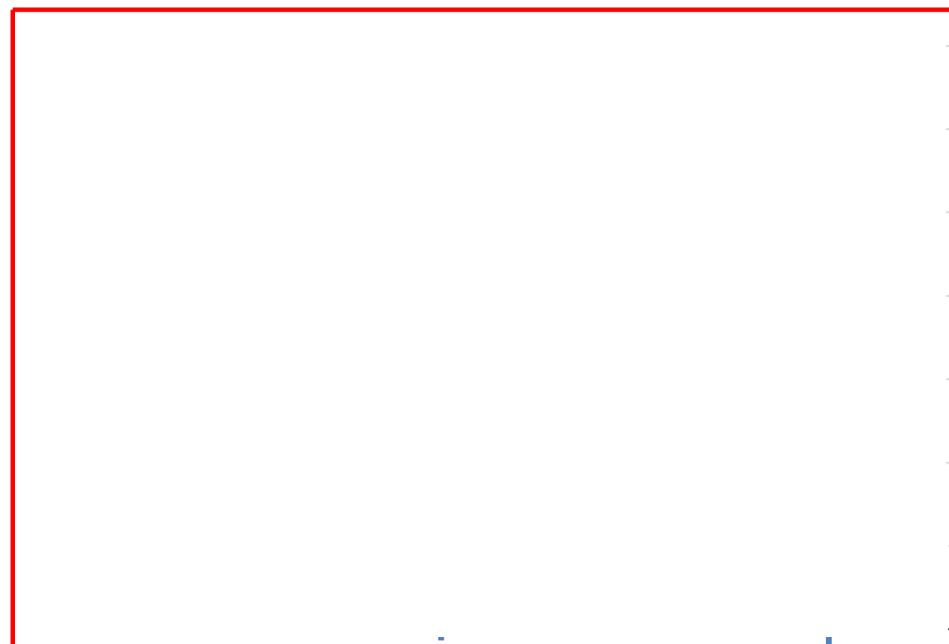


2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度  
(参考)

● 小売料金 (NTT東)  
● 卸料金 (NTT東)  
● 1ユーザあたり接続料相当額 (NTT東)

□の3年間が今回の検証範囲

【NTT西 戸建 (※)】



2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度  
(参考)

● 小売料金 (NTT西)  
● 卸料金 (NTT西)  
● 1ユーザあたり接続料相当額 (NTT西)

※ フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ

(注1) 小売料金の平成29年度～令和3年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和4年度については参考として令和3年度と同額を記載。

(注2) 卸料金の平成29年度～令和3年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和4年度については参考として令和4年11月30日時点の金額を記載。

(注3) 接続料相当額は、各年度の適用接続料を実績収容数で除した値に、接続料を設定していない設備のコストを加算した値を記載。なお、令和4年度については参考として適用接続料を予測収容数で除した値を反映。

- **集合**における接続料相当額、卸料金、小売料金を時系列で比較すると、平成31・令和元年度から令和3年度までの変化としては、**NTT東では、接続料相当額が□円減少、卸料金は□円減少、NTT西では、接続料相当額が□円減少、卸料金は□円減少**している状況。
- なお、令和3年度から（会計整理前のため参考値として示された）令和4年度までの変動については、**NTT東で接続料相当額は□円減少、卸料金は変化なし、NTT西で接続料相当額は□円増加、卸料金は変化なし**となっている。

【NTT東 集合(※)】



2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度

● 小売料金 (NTT東)

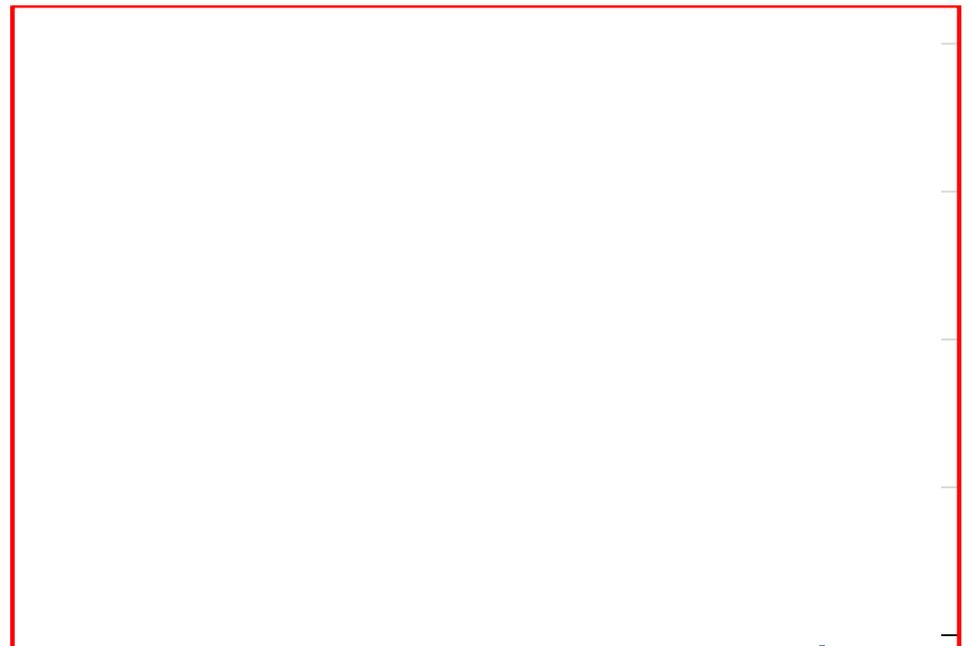
● 卸料金 (NTT東)

● 1ユーザあたり接続料相当額 (NTT東)

(参考)

□の3年間が今回の検証範囲

【NTT西 集合(※)】



2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度

● 小売料金 (NTT西)

● 卸料金 (NTT西)

● 1ユーザあたり接続料相当額 (NTT西)

(参考)

※ フレッツ 光ネクスト マンションタイプの各方式・プランの加重平均

(注1) 小売料金の平成29年度～令和3年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和4年度については参考として令和3年度と同額を記載。

(注2) 卸料金の平成29年度～令和3年度は、各年度のメニュー別料金を実績契約数比で加重平均した値。なお、令和4年度については参考として令和4年11月30日時点の金額を記載。

(注3) 接続料相当額は、各年度の適用接続料を実績収容数で除した値に、接続料を設定していない設備のコストを加算した値を記載。なお、令和4年度については参考として適用接続料を予測収容数で除した値を反映。

## ■前回の検証結果の報告に係る関係事業者等の意見について

- 前回の検証結果の報告(第52回会合(令和4年1月31日))に関しては、本研究会第六次報告書(案)に対する意見募集(意見募集期間:令和4年7月1日~8月1日)において、関係事業者・事業者団体より次のような意見があったところ。
  - ・ 卸料金と接続料相当額の差額がNTT東日本・西日本で異なる(東日本で4割、西日本で3割)ものの、卸料金が同水準であることに対する理由の説明がなされていない。
  - ・ 卸料金と接続料(及び1ユーザあたり接続料相当額)の連動性が見られないことへの詳細な説明がなされていない。
  - ・ 卸料金の引き下げが行われない場合には卸料金と接続料相当額の乖離の拡大傾向は続くと考えられるため、検証の透明性を高めて継続的に実施する必要。
  - ・ 「卸料金とコストがリニアに増減しないとすると、何をもって『卸料金と接続料相当額の差額は妥当』と判断しているのか。」との構成員意見に賛同。
  - ・ 本件の問題は、接続による代替性が不十分なことが発端であり、検証と合わせて、接続による利用を可能としていくことが必要。

本研究会としては「NTT東日本・西日本においては、今後の本検証にあたって、御意見にあるような指摘もあることを踏まえつつ、十分な説明を行うことが適当」(※)との考え方を示している。

(※)光サービス卸については、接続による代替性が「不十分」であることから、「その他検証」及び「時系列検証」を行うこととされており、「重点的な検証」と異なり、総務省による妥当性評価は行われない。

## ■令和4年度電気通信事業法改正について

- 令和4年度電気通信事業法改正(令和5年6月16日施行)において、特定卸電気通信役務に関する役務提供義務・情報提示義務等の規律が整備されたところ、光サービス卸については、本研究会での議論を踏まえて、当該規律の対象とする旨の省令案を審議会(情報通信行政・郵政行政審議会)に諮問。
- また、同省令に係る本研究会での議論に関連して、NTT東日本・西日本より、卸料金の設定について次のような説明があったところ。
  - ・ 卸料金は、これまでのコスト効率化や将来の変動要素等を勘案の上、需要拡大を目的に提供開始以降の約8年で4度にわたり自主的に値下げしており、光の更なる需要喚起に向け、2023年度中に5度目の卸料金値下げを実施予定。今後においても、継続的なコスト効率化を図ることで更なる低廉化に努めていく。(第63回会合)
  - ・ コストだけにとらわれることなく、個々の要望に応じたサービスメニューの提供や多様な料金の設定等により、スタートアップ、異業種企業、地方創生に取り組む企業等を支援していく考え。(第63回会合)
  - ・ 卸料金は、現在のコストだけではなく、今後の光サービスの需要動向や、設備の老朽化、技術革新に対応して必要となる設備投資などを踏まえて設定する必要。(第66回会合)
  - ・ 卸料金は、卸先事業者が他の提供手段を選択可能であり、光サービス卸を利用し続けることが保証されない中、過去の設備投資のうち、現時点で費用化されていない未償却残高が相当程度残っていることや将来の追加投資の発生が想定されることなどを勘案して設定する必要。(第66回会合)
  - ・ 卸料金は、卸先事業者が必要の多寡にかかわらず一定の利益率を確保可能であり、初期の設備投資リスクを伴う自己設置や相互接続とはリスクとリターンの構造が異なることを考慮した上で設定する必要。(第66回会合)

第65回会合(令和4年11月30日)での論点整理では、「これら新たな制度を導入しつつ、その後の指定卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当」とされている。

## ■代替性「不十分」の背景について

- 本研究会第四次報告書（令和2年9月25日）においては、光サービス卸について、接続による代替性が「不十分」とであると評価する背景について、次のとおり整理している。

ア. 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。

イ. 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザに提供可能か。

ウ. 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。

卸役務については、NGN及びアクセス部分をユーザ単位で利用している。一方で、接続では、NGNの接続料は設定されているものの利用されておらず、また、アクセス部分については、接続料は設備単位（8収容可能な芯線単位）で設定がなされ、ユーザ単位での設定はないことから、同様の設備利用形態、利用条件で指定設備を利用できない。

関連する接続機能として、アクセス部分のみを設備単位で利用する機能（光信号主端末回線伝送機能等）が存在し、同機能は、NGNに相当するコアネットワークを自ら用意した一部の事業者において利用されており、卸役務を用いて提供されているFTTHアクセスサービスと同様の役務をエンドユーザに提供することが可能である。

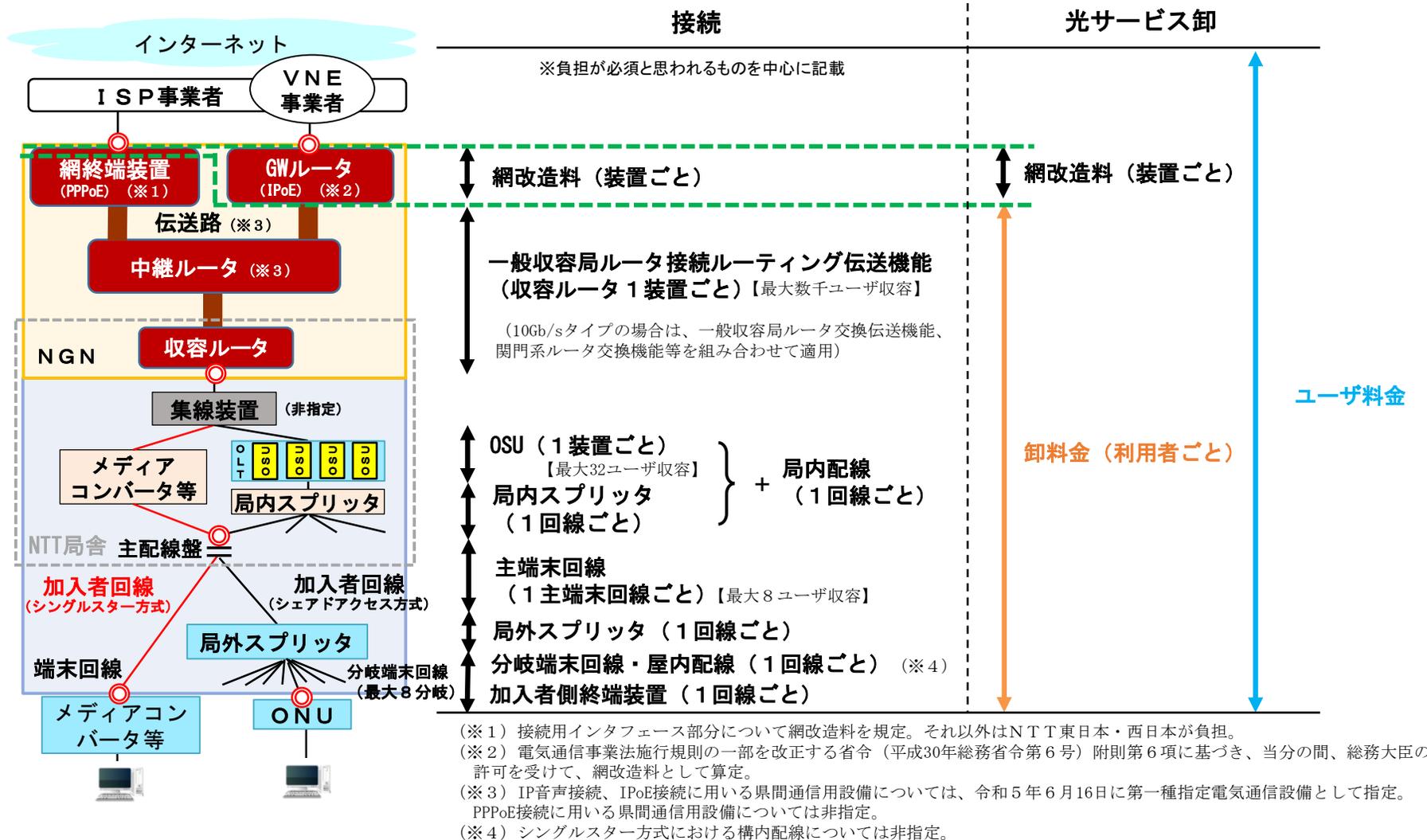
卸料金を二度にわたり値下げしており、その料金設定に当たっては、指定設備のコストが踏まえられている旨NTT東日本・西日本からの説明があり、接続料と卸料金の推移を踏まえると、関連する接続機能の存在が、部分的ではあるが、適正化に寄与していると認められる。

(※) その他接続による代替について考慮すべき事由は、現時点ではない。

- その上で、
  - ・ 今後、卸役務による提供の度合いや接続機能の影響力の変動、接続事業者からの接続に関する改善提案への対応状況、現時点で考慮されていない接続を困難とする事由等の状況を踏まえ、代替性に関する評価が変わることも考えられる。
  - ・ 光サービス卸については、接続による代替性を高める具体的な措置を実現するための団体協議等をNTT東日本・西日本及びJAIPAが進めるとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じてフォローしながら、接続による代替性を高めていくことが適当と指摘している。

# (参考1-1)光サービス卸に関連する接続機能について

- 光サービス卸の料金設定単位は、利用者ごととなっている。
- 他方、F T T Hアクセスサービスを接続で提供するために必要な各機能の接続料の単位は、各機能ごとに設定されているが、例えば、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能は、収容ルータ 1 装置ごと、シェアドアクセス方式の光信号主端末回線は、1 主端末回線ごと（最大 8 ユーザ収容）に接続料が設定されており、必ずしも利用者ごととされている訳ではない。

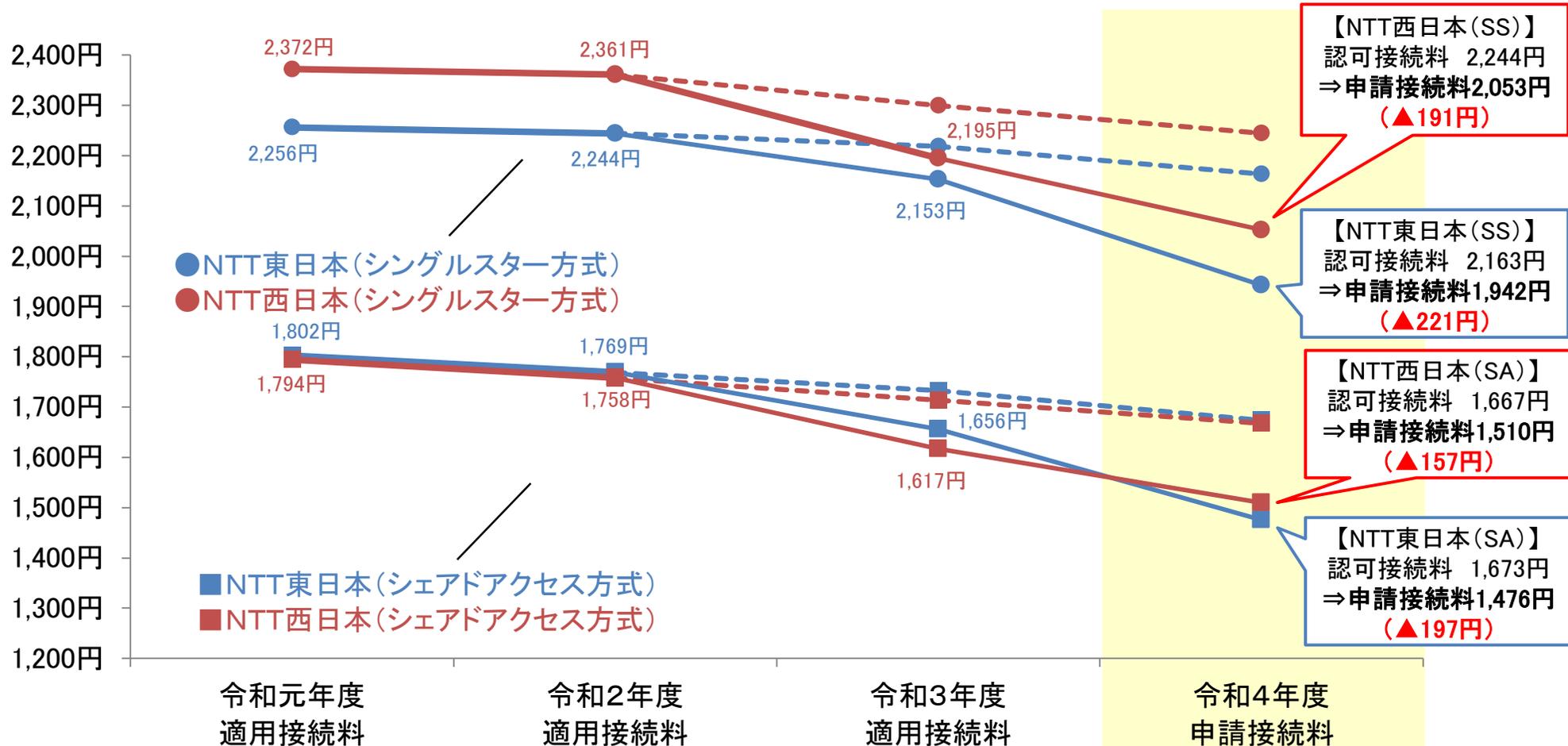


# 加入光ファイバ接続料(将来原価方式)の推移

令和4年1月14日(金) 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第119回)  
 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和4年度の接続料の改定等)について(諮問第3148号)資料より

- 加入光ファイバに係る接続料は、NTT東日本・西日本とも、**令和2年度から令和4年度にかけて低減する水準で認可済み**。
- **令和4年度に適用される接続料は、乖離額調整の結果、認可済接続料よりも低減**。  
 (令和2年度における新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による**報酬の減少**<sup>※1</sup>等により原価の実績値と見込み値の差額が収入の実績値と見込み値の差額を上回ったことに伴い、認可済接続料と比べて、シングルスター方式において、NTT東日本:**221円**、NTT西日本:**191円**の**低減**。同様の理由により、シェアドアクセス方式においては、NTT東日本:**197円**、NTT西日本:**157円**の**低減**。)

※1 報酬の算定に用いている自己資本利益率について、前回申請時の5.21%から4.31%に減少。



※2 シェアドアクセス方式は加入光ファイバ(主端末回線)、FTM、局外スプリッタ、施設設置負担加算料の合計、シングルスター方式は加入光ファイバとFTM、施設設置負担加算料の合計。